別添２

割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	前納	深夜	通勤	平夜	平昼	休昼	休特	休バス	障割	年末Ⅰ	年末Ⅱ	年末Ⅲ	年末Ⅳ
前納	×													
深夜	○	○												
通勤	○	○	×											
平夜	○	○	×	×										
平昼	○	○	×	×	×									
休昼	○	○	×	×	×	×								
休特	○	○	×	×	×	×	×							
休バス	×	×	○	○	○	○	×	×						
障割	○	○	×	×	×	×	×	×	×					
年末Ⅰ	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×				
年末Ⅱ	○	○	×	×	×	×	×	×	○	×	×			
年末Ⅲ	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
年末Ⅳ	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	

㈱　「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「休バス」、「障割」、「年末Ⅰ」、「年末Ⅱ」、「年末Ⅲ」及び「年末Ⅳ」は、それぞれ、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、深夜割引、通勤割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、休日バス割引障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)及び平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

⑵　重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)
2	マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、休日バス割引又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)

平成21年３月27日に公告した「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」の変更

「箱根新道の通行料金にかかる社会実験に関する割引」の⑷、⑼、⑽及び⑾を削り、⑹、⑺及び⑻中「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改め、⑸平日昼間割引(Ⅱ)を⑷平日昼間割引とし、③を「⑷③に定める割引が終了する日の翌日」から「平成21年７月８日」に改める。⑹を⑸とし、⑺を⑹とし、⑻を⑺とし、③を「中日本高速道路株式会社が別に定める日」から「平成21年７月４日」に改める。⑺の次に次のとおり加える。

⑻　平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)

①　割引をする自動車

午前４時から午前６時までの間又は午後８時から翌午前０時までの間に通行するＥＴＣ車。

②　割引率

⑶②に定める割引率とする。

③　実施する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

⑼　平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)

①　割引をする自動車

午前６時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

②　割引率

⑷②に定める割引率とする。

③　実施する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

⑽　平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)

①　割引をする自動車

③に定める期間に通行するＥＴＣ車のうち、軽自動車等又は普通車。

②　割引率

⑹②に定める割引率とする。

③　実施する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

⑾　平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)

①　割引をする自動車

③に定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて、同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第４条第１項及び同法第21条第２号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車（３会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための３会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

②　割引率

⑺②に定める割引率とする。

③　実施する期間

平成22年１月４日及び平成22年１月５日。

⑿　割引相互間の適用関係

深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅰ)、平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅱ)又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅲ)（以下「社会実験による時間帯割引」という。）を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ＥＴＣ前納割引、休日バス割引又は平成21年度年末年始期間特別割引(Ⅳ)に限るものとし、社会実験による時間帯割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、一の通行が２以上の社会実験による時間帯割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。